

入 札 公 告

下記のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度山地災害危険地区情報のオープンデータ化予備調査委託事業
(電子入札・電子契約方式対象案件)
- (2) 仕 様 業務仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和9年2月8日(月曜日)
- (4) 納 入 場 所 林野庁森林整備部計画課(農林水産省別館7階 ドア No. 別 713)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)」の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 事業の実施体制について、以下の条件①～③を全て満たすこと。なお、複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下「共同事業体」という。)により参加する場合は、共同事業体の代表者において①を満たす必要がある。②については、共同事業体の代表者を除く他の構成員において満たしても良い。
 - ① 管理技術者又は照査技術者として、地理空間情報専門技術者(GIS1級)の資格保有者を配置すること。
 - ② 担当技術者に、国又は都道府県が発注するオープンデータの整備に関する実務実績を有する者を1名以上配置すること。
 - ③ ①により配置される者と②により配置される者とは、異なる者を配置しなければならないこと。
- (5) 事業実績について、過去5年以内に、以下の①と②のいずれかの業務実績を1件以上有すること。なお、共同事業体により参加する場合は、共同事業体の代表者が本要件を満たす必要がある。
 - ① 国または都道府県が発注する山地災害危険地区を含む森林に関するGISデータの整備業務
 - ② 国が発注する自治体が発注するデータに基づく全国一円のGISデータの整備業務
- (6) 下記6の提出書類の提出期限の日から、下記9の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 共同事業体による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要がある。全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)から(6)までの要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(6)の要件に適合するとともに、「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)」の「役務の提供等」を有している必要がある。

なお、構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

 - ① 規約書等を下記6に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
 - ② 規約書等の作成に当たっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 電子調達システム(GEPS)の利用

- (1) 本案件は、入札及び契約手続等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子入札により難しい場合は、事前に発注者宛に紙入札による申出書を提出すること。

また、落札者が紙媒体による契約手続を希望する場合には、紙契約方式による申出書を提出すること。
- (2) システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札・紙契約に移行することがある。

4 入札方法及び提案書の提出方法

- (1) 入札方法

入札は、紙入札方式を除き、電子調達システムによる。

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。
- (2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 入札説明書
入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書（案）のほか、以下の書類を含む。
ア 応札資料作成要領
イ 評価項目一覧
ウ 評価手順書
- (2) 取得方法
入札説明書は、林野庁ホームページ、もしくは調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>) の「調達情報の検索」にて必要な情報を入力又は選択し、本案件を検索の上ダウンロードすること。
- (3) 入札説明会
① 方 法 オンライン形式 (Microsoft 社 Teams を使用)
参加希望者は、令和 8 年 8 月 6 日 (木曜日) 午後 5 時までに、下記の担当者まで、企業・所属部署名、参加者氏名及び連絡先 (電話番号及びメールアドレス) をメールで連絡すること。
担当者：全国森林計画班 rinya-opendata@maff.go.jp (送信の際は*を@に置き換えること)
③ 日 時 令和 8 年 8 月 7 日 (金曜日) 午前 10 時
- 6 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限
入札書及び提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記 9 の場所及び日時に行う。
(1) 提出方法
ア 電子入札による場合 電子調達システムにより提出する。
イ 紙入札による場合 林野庁林政部林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 1 係 (本館 7 階 ドア No. 本 759) 宛てに持参、郵送又は信書便により提出する。
※ 電子メールや F A X 等は不可とする。また、郵便又は信書便による場合は配達記録が残るようにすること。
- (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 25 日 (火曜日) 午後 5 時
- 7 企画提案会の場所及び日時
企画提案会は行わず、書面審査とする。
- 8 提案書等の審査
入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧 (提案要求事項) に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。
- 9 開札の場所及び日時
開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。
また、上記 8 で不合格となった者の入札書は、開札しない。
(1) 場 所 林野庁入札室 (本館 7 階 ドア No. 本 766)
(2) 日 時 令和 8 年 9 月 3 日 (木曜日) 午後 4 時
- 10 再度入札
開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。
ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。
- 11 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 12 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 13 契約書作成の要否 要
- 14 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- 15 入札における留意点
入札書を提出する際には、2 の (3) に定める資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政部林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 1 係 (本館 7 階 ドア No. 本 759) へ提出し、入札資格の確認を受けること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。
- 16 その他
本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

支出負担行為担当官
林野庁長官
小坂 善太郎

- 1．農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当庁のホームページ
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf) を御覧ください。

2．農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3．農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは、調達ポータルホームページ
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>) を御覧ください。